

印紙税の基礎知識～貼り忘れ等に注意～

飲食業、宿泊業や建設業のように、領収書や契約書など収入印紙（印紙）を貼らなければならない文書が比較的多い業種では、法人税や消費税の税務調査と併せて、印紙税の調査が行われることがよくあります。調査では、印紙の貼付の誤りや貼り忘れなどが指摘されます。

タイトルだけで判断しない

印紙を貼る必要がある文章かどうかは、文書の内容によって判断され、タイトル（名称・呼称等）とは関係ありません。 例えば、物品の売買代金の受領に際して、領収書を発行せず、請求書に「代済」「領」などと表示して済ませている場合があります。

この場合タイトルが「請求書」であっても、文書に記載された金額を受領したという意味であることから、金銭の受取書に該当するため、印紙の貼付が必要になります。

そのほか、文書のタイトルが「覚書」「念書」となっている場合、記載内容が請負や継続取引（特約店や代理店など）に関する契約内容であれば、課税文書と判断されます。

課税文書の例	不課税文書の例
不動産の譲渡契約書 土地の賃借権の設定または譲渡契約書 金銭消費貸借契約書 請負契約書 約束手形・為替手形（10万円未満は非課税文書） 継続的取引の基本となる契約書 （特約店契約書・代理店契約書・銀行取引約定書など） 領収書（5万円未満は非課税） （ ）1万円未満は非課税文書になります。	委任状 労働者派遣契約書 建物賃貸借契約書 抵当権設定契約書 電子文書による契約書や領収書

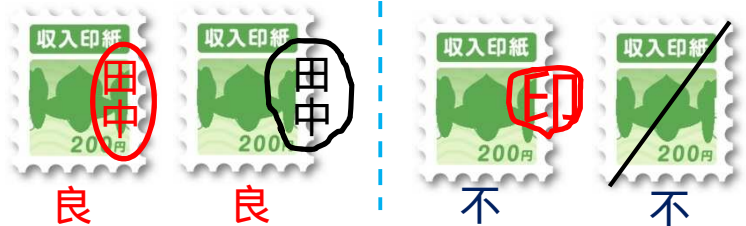
印紙への消印を忘れないこと

印紙税は、印紙を貼り、消印（割印）をすることで、納付したことになります。 消印は、印紙の再使用を防ぐためのものですから、必ずしも契約者や文書作成者自身が消印をする必要はなく、代理人、従業員等が消印をしても問題はありません。印章も、契約書等に押した印でなくても、消印者の印章（署名でも可）で差し支えありません。

消し方としては、文書と印紙の彩紋とにかけて印章等ではっきりと印紙を消します。

単に「印」と表示したり、斜線を引いただけでは、消印をしたことになりません。

（右図参照）



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118

張り忘れ等には最高で3倍のペナルティー

例えば、課税文書であることを知らなかったり、単なる貼り忘れで印紙を貼っていなかった、あるいは印紙を貼ったものの金額不足や消印漏れがあったという場合があります。税法では、故意、過失に関係なく、印紙が正しく貼られていなければ、納めなかった印紙税額の3倍の過怠税（本来の印紙税額 + その2倍相当の金額。最低1,000円）が追徴されます。

ただし、貼り忘れ等に気づいて、自己申告（不納付の申し出）をした場合には、過怠税は1.1倍（本来の印紙税額 + その10%相当の金額）に軽減されます。

消印漏れについては、消印されていない印紙の額面と同額の過怠税が追徴されます。過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費にはなりません。

印紙税の時効は5年
過去の契約書等の課税文書に印紙の貼り忘れ等があったとしても、5年を過ぎれば時効となります。

参考 消費税額等を含むかどうかで、印紙税額が変わることも！？

不動産売買契約書、請負契約書、領収書などの金額に消費税額等が含まれている場合に、消費税額等が区分記載されていたり、税込価格と税抜価格が記載されているなど、消費税額等が明らかな場合には、記載金額に消費税額等は含めません。（免税事業者については、消費税額等の金額が区分記載されていても、消費税額等に相当する金額は記載金額に含めます。）

印紙税は、課税文書の記載金額に応じて税額も大きくなりますから、取引金額によっては、消費税額を明らかにすることで、節税になる場合もあります。



【例】請負金額1,080万円、うち消費税額等80万円の場合

